

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和4年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第19号

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「6,400円」を「1万6,000円」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第16条の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第16条の規定により支給された教員特殊業務手当は、この条例による改正後の第16条の規定により支給する教員特殊業務手当の内払とみなす。